

# 申告は正しくお早目に



平成十三年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。  
申告期間は、一月十八日(月)から三月十五日(金)までです。申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので、早目に申告してください。  
なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

## 市・県民税

### 市役所での申告相談受付

2月18日(月)～3月15日(金) 9:00～16:00

場所：10階研修室 土・日曜日は除きます。

### 公民館での出張受付

とき	ところ
2月20日(水)	岩松公民館
2月21日(木)	吉永公民館
2月22日(金)	須津公民館
2月25日(月)	原田公民館
2月26日(火)	元吉原公民館
2月27日(水)	大淵公民館
2月28日(木)	神戸公民館

★各会場とも9:00～16:00

とき	ところ
3月1日(金)	富士駅南公民館
3月4日(月)	田子浦公民館
3月5日(火)	東公民館
3月6日(水)	富士南公民館
3月7日(木)	富士公民館
3月8日(金)	天間公民館
3月11日(月)	鷹岡公民館
3月12日(火)	丘公民館

※市・県民税申告書の用紙は、申告受付期間中、各公民館にも置いてあります。内容については、市民税課へお問い合わせください。

### <問い合わせ>

市民税課 ☎55-2734

■<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/cityhall/zaisei-b/siminzei/>

### 税務署からのお知らせ

#### 確定申告書が変わりました

・申告書の種類を、六種類から二種類に統合しました。

・申告書の用紙サイズをこれまでの変形A4判から通常のA4判に改め、裏面から表面に転記する方式を廃止しました。また、記載事項の整理などにより申告書の記載欄をできるだけ簡素化しました。

・確定申告の「手引き」に、申告書の書き方と一体となつた「計算コーン」を設け、所得金額や所得控除額などの計算や申告書の記載がスムーズにできるようしました。

#### 申告書などは、ぜひ自分でご記入を

申告書や收支内訳書を書くのは難しいと思う人も多いと思いますが、「手引き」や「記載例」に沿って記入していくと意外と簡単に作成できます。ぜひ自分で書いてみてください。

また、作成した申告書などの提出は、郵送が便利です。

申告期限は  
3月15日(金)

# 所得税の申告相談会場は

## ホワイトパレス（農協会館）です

従来、市役所、富士税務署で行っていた所得税の申告相談会場は、昨年からホワイトパレス（富士市農協会館）に変わりました。市役所、富士税務署では、所得税の申告相談は行っていませんのでご注意ください。

# 所得税（確定申告）

## ホワイトパレスでの申告相談受付

2月1日(金)～3月15日(金) 9:00～12:00  
13:00～16:00

土・日曜日、祝日は除きます。混雑の状況により、早目に受付を終了する場合があります。

## 無料税務相談

税の専門家である税理士が、申告の相談を無料で受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできますので、気軽にご相談ください。

ところ	とき	2月						
		18日 (月)	19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)	25日 (月)	26日 (火)
富士商工会議所	●	●	●	—	—	●	●	●
鷹岡商工会	●	●	●	●	●	●	—	—

★開設時間は9:30～12:00、13:00～16:00

## 申告相談会

住宅を新築したことなどにより還付申告をする人、年金を受給しているを中心とした申告相談会を行います。

とき 住宅ローン控除 2月4日(月)～6日(水)

年金受給者 2月12日(火)～14日(木)

9:30～12:00、13:00～16:00

ところ ホワイトパレス

### <問い合わせ>

富士税務署 個人課税部門 ☎61-2460  
税務相談室 ☎64-2330  
HP <http://www.nagoya.nta.go.jp/fuji/>

## 申告相談会場



税に関する相談は、電話やFAX、インターネットで回答する「タックスアンサー」をご利用ください。

「タックスアンサーコード表」は税務署、市役所市民税課の窓口に用意してあります。

☎FAX 054-252-4444

HP <http://www.taxanser.nta.go.jp>

平成十三年分の所得税の申告と納税の期限は三月十五日(金)、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は四月一日(月)です。安全で便利な納税方法として、銀行などの口座振替による振替納税制度がありますのでご利用ください。

## 申告と納税は期限内に

申告相談会場では、職員のアドバイスにより、申告をする皆さんのが自分で申告書や収支内訳書を作成していました。また、申告書を作成した人で計算確認を希望する人は、「計算確認コーナー」をご利用ください。

なお、申告相談会場へ出かけるときは、前年の確定申告書・収支内訳書の控えなどを持参してください。

## 申告相談会場での受付